令和９年度 千葉県奨学生 予約募集

☆　千葉県では、高等学校等に在学中、経済的負担を軽減し安心して学習できるように、奨学資金の貸付け（無利子）を行っています。

＜千葉県奨学生の予約募集とは＞

高等学校等入学後に千葉県奨学資金の貸付けを希望する方に対し、中学校在籍中に家計基準等の審査を行う制度です。

予約奨学生となった場合も、高等学校等に入学後、貸付けの申請手続が必要ですが、入学後に初めて申請する場合（一次募集）より、初回振込時期が早くなります。（貸付総額は変わりません。）

【申請方法】　在学する中学校の先生から書類を受け取り、記入して先生に提出してください。
※学校の推薦が必要です。必ず在籍する中学校に提出してください。

【資　　格】　※生徒本人が借りることになります。（高校卒業後の返還も生徒本人が行います）
①保護者が千葉県内に住所を有する者。
②修学意欲があり、かつ、性行が正しい者。
③経済的理由により修学が困難な者（以下の【収入基準】を参照）。
④「母子及び父子並びに寡婦福祉資金（修学資金）」の貸付けを受ける予定のない者。

【収入基準】　収入金額の合計が、千葉県教育委員会の定める採用の収入基準額以下であること。
〔収入の目安〕

区分	給与収入 （収入金額（総支給額））	給与収入以外（事務所得等） （収入金額から必要経費を引いた金額）
３人世帯	706 万円　程度	525 万円　程度
４人世帯	768 万円　程度	581 万円　程度
５人世帯	891 万円　程度	696 万円　程度

（注）３人世帯：父母・本人の世帯を想定。　４人世帯：父母・本人・中学生の世帯を想定。
５人世帯：父母・本人・中学生・小学生の世帯を想定。

【貸付月額】　高校入学後に下表から希望額を選択。

国公立	私立
10,000 円	10,000 円
20,000 円	20,000 円
	30,000 円

※自宅外通学の場合、月額 5,000 円の加算を希望できます。
※国公立の高等学校等に在学している場合、世帯収入によっては、貸付月額に 7,000 円の加算を希望できます。



【貸付条件】　予約奨学生に決定された場合、高等学校等進学後に改めて申請する際に、「連帯保証人（親権者）１名」及び「保証人（別生計の成年者）１名」が必要です。

【貸付期間】　令和９年４月分から卒業するまで（正規の修学期間のみ）。
※貸付期間中であっても、千葉県の貸付基準を満たさないと判断した場合、貸付けを打ち切ることがあります。

【貸付方法】　原則として、指定の口座に毎月振り込みます。
※初回貸付時など、審査が必要な場合には、審査終了後に複数月分を貸し付けます。

【返還方法】　貸付終了月の翌月から６か月を経過した後、規定の年数（１０～１４年）以内で、毎月払い、半年払い、年払いのいずれかで返還していただきます。（無利子）

申請期限は、**令和8年　　月　　日（　）**です。

返還猶予制度とは…？

高等学校等卒業のときに返還計画を立てます。
借りた金額により、返還の期間が変わります。



※８０万円以下の場合：１０年以内
８０万円を超え１１０万円以下の場合：１２年以内
１１０万円を超える場合：１４年以内

卒業



卒業後に返還が始まり、毎月払いや半年払いなど、
分割して返還※します。

※月２万円を３年間借り受けた場合、合計で７２万円となり、
最長で毎月６，０００円×１０年間での返還となります。

就職

一時的に返還が難しくなったら
どうすればいいの？

収入的に返還が厳しい

進学

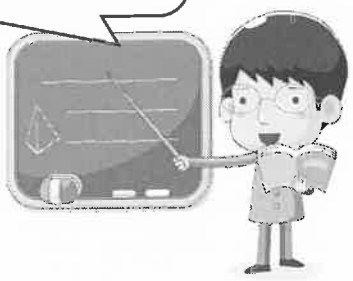
災害

病気

浪人



きちんと手続きをすれば、
返還を猶予※できます！
※返還時期を先送りすること。





猶予申請

提出

猶予決定

猶予再申請※

状況が改善しなかったら…

状況が改善したら…

返還再開

※猶予の再申請について
猶予が当初の期間をこえて自動で継続することはありません。
継続して猶予したい場合、必ず再申請が必要です。

GOAL！　返還完了

猶予できる理由	猶予期間
①高校在学中	正規の修学期間
②上級学校（大学・専門学校等）に進学、または在学中	正規の修学期間
③上級学校へ進学するため勉強中	１年
④災害により住宅等が被害を受けた場合	教育委員会が認める期間
⑤病気により一時的に就業できない場合	教育委員会が認める期間
⑥生活保護受給中である場合	１年
⑦経済的理由により返還が困難な場合（収入が基準額以下の場合） （返還者本人の給与所得が２３０万円以下で、かつ生計を一にする親及び配偶者の給与所得が３００万円以下の場合）	１年